2　1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

注釈　1(a)に定める活動には、この編の付表一に掲げるサービスに関連する活動を含む。また、1(b)に定める活動には、この編の付表二に掲げるサービスに関連する活動を含む。1(a)及び(b)の規定に関連する入国及び一時的な滞在に係る申請は、これらの規定に従って審査される。

第六節　契約に基づくインドのサービス提供者

1　インドにある公私の機関であって日本国に業務上の拠点がないもの（以下この節において「インドの機関」という。）の被用者であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であってサービスの提供に係るものに従事するインドの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

(c)　インド料理に関する専門的な技能を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技能」の在留資格に基づくもの

2　1に規定する入国及び一時的な滞在の許可は、次の(a)及び(b)の要件が満たされることを条件とする。

(a)　日本国にある公私の機関（以下この節において「日本国の機関」という。）とインドの機関との間でサービスに関する契約が締結されていること。

(b)　(a)に規定するサービスに関する契約の規定により、1に規定する自然人と日本国の機関との間で労働契約が締結されていることが確認されること。

3　1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

注釈1　1(a)に定める活動には、この編の付表一に掲げるサービスに関連する活動を含む。また、1(b)に定める活動には、この編の付表二に掲げるサービスに関連する活動を含む。1(a)及び(b)の規定に関連する入国及び一時的な滞在に係る申請は、これらの規定に従って審査される。

注釈2　人員をあっせんし、及び提供するサービス（ＣＰＣ八七二）に係るサービスに関する契約は、2(a)に規定するサービスに関する契約から除外する。

注釈3　2(b)に規定する労働契約は、日本国の関係法令に適合するものでなければならない。

第七節　インドの指導員

インドの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「教育」の在留資格に基づく次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　インドのヨガを指導する活動

(b)　インド料理を指導する活動

(c)　インドの古典的な音楽及び舞踊を指導する活動

(d)　英語を指導する活動

B　第八十二条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

日本国は、第十四条の規定に従って設置されることとなる小委員会において、この協定の効力発生の後、可能な場合には一年以内に、遅くとも二年以内に結論に達することを目的として、インドの看護師及び介護福祉士の日本国による受入れについてインドと交渉を開始する。

付表一

	CPC	
1	八四	電子計算機サービス及び関連のサービス
2	八四九	他に分類されないその他の電子計算機サービス
3	八五一〇	自然科学及び工学の研究及び試験的な開発のサービス
4	八五三〇	学際的な研究及び試験的な開発のサービス
5	八六一	建築サービス
6	八六七二	エンジニアリングのサービス
7	八六七三	総合エンジニアリングのサービス
8	八六七四	都市計画及び景観設計サービス
9	八六七五	エンジニアリングに関連する科学及び技術に関する相談サービス
10	八六七六	技術試験及び分析サービス

付表二

	CPC	
1	七四七一	旅行業サービス
2	七四七二	観光客の案内サービス
3	八五二〇	社会科学及び人文科学の研究及び試験的な開発のサービス
4	八五三〇	学際的な研究及び試験的な開発のサービス
5	八六二一	会計及び監査のサービス
6	八六二二	税に係る申告を除く簿記のサービス
7	八六四〇	市場調査及び世論調査のサービス
8	八六五〇	経営相談サービス
9	八六六〇	経営相談に関連するサービス
10	八七一一	広告を掲載する場所又は広告する時間の販売又は賃貸のサービス
11	八七一二	広告の計画、制作及び掲載のサービス
12	八七一九	その他の広告サービス
13	八七九〇七	専門デザイン・サービス
14	八七九〇九＊＊	貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス

注釈　「＊＊」は、下欄で特定されたサービスが対応するＣＰＣに属する活動全体の一部であることを表す。